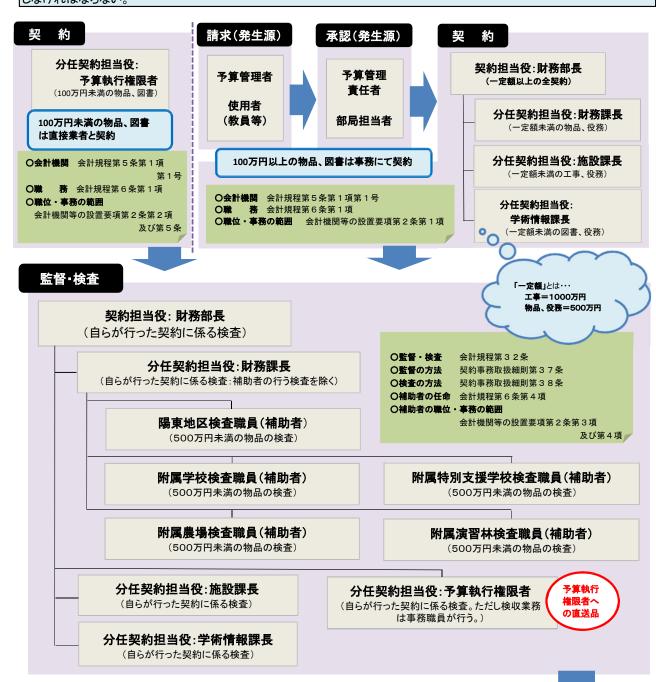
宇都宮大学の契約における会計機関とその職務 ~研究費等の適切な使用を行うための手続き~

<会計機関及び会計上の義務及び責任>

会計規程第39条

第1項 会計機関(補助者を含む。)は、本学の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

第2項 会計機関等は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。



支 出

出納役:財務課長補佐

(出納命令に基づく代金の支出)

〇会計機関 会計規程第5条第1項第3号

O職 務 会計規程第6条第3項

○職 位 会計機関等の設置要項第2条第1項

調査決定 出納命令

出納命令役:財務課長

(支出の調査決定、出納役に対する出納命令)

 O会計機関
 会計規程第5条第1項第2号

 O職
 務
 会計規程第6条第2項

○職 位 会計機関等の設置要項第2条第1項